



新ごみ処理施設の
基本的事項の方針がまとまりました

環境衛生センターは昭和57年から稼働を始め、今年度末には30年が経過しようとしています。このため、市では、平成21年度の国の循環型社会形成推進交付金および合併特例債を財源に、現施設敷地内に新ごみ処理施設を建て替える予定です。

平成22年度に「新ごみ処理施設検討委員会」を設置し、施設建設に係る基本的事項について協議してきました。平成23年8月に行われた第6回検討委員会において、5つの基本的事項について、次のとおり方針がまとまりましたのでお知らせします。



■5つの基本的事項

- ①処理能力
日量90トンとする。
- ②処理方式
焼却灰等はセメント原料化する。
- ③焼却方式
焼却炉は火格子焼却式(ストーカ式)とする。
- ④熱回収・余熱利用
熱回収方式は非ボイラー方式とし、余熱利用の優先順位および用途は①燃焼用空気の加熱 ②施設内外の給湯 ③脱水汚泥の乾燥 ④その他とする。
- ⑤環境対策
関係法令、県や市の例規・基準を遵守し、目標とする環境の基準値はいずれの数値も現施設より改善されたものとする。

〈問い合わせ先〉環境施設整備室 (☎ 82・1147)



「使用水量通知書」の表示が変わります

水道料金と下水道使用料の一括請求に伴い、水道メーターの検針の際、お渡している「使用水量通知書」に下水道使用料(または農業集落排水施設使用料)の請求予定金額を併せて表示します。なお、一括請求開始後は下水道課からの納入通知書等の発送はありません。

■変更の日程

◎9月の検針分から

水道料金が、偶数月に請求されている地区(小野田南部, 山陽A)

◎10月の検針分から

水道料金が、奇数月に請求されている地区(小野田北部, 山陽B)

■変更内容

- ①水道料金に併せ下水道使用料(または農業集落排水施設使用料)の金額を表示
- ②口座振替の人は振替予定日を表示

※一括請求に変更になることで、使用者に新たな負担が生じることはありません。

▼使用水量通知書

前回指示数(B)	m ³
メーター取替時のご使用水量(C)	m ³
ご使用水量(A) = (B) + (C)	m ³

ご使用年月分		請求予定金額
水道料金	円	
下水道使用料	円	①
合計金額	円	
(上記金額には消費税が含まれています。)		

次回振替予定日 ②

通信欄

水道料金・下水道使用料口座振替済通知書
ご使用年月分

〈問い合わせ先〉下水道課 (☎ 82・1164) 水道局 (☎ 83・5725)